

さくら損保の現状 2025



さくら損害保険株式会社

目 次

はじめに	3
------------	---

I さくら損保の概況および組織

1 代表的な経営指標等	4
2 経営理念、経営方針	4
3 会社の特色	5
4 会社の沿革	6
5 経営の組織	6
6 株主・株式の状況	7
7 役員の状況	10
8 会計監査人の状況	11
9 従業員の状況	11
10 その他	12

II 保険会社の主な業務に関する事項

1 取扱商品と新商品開発・改定	13
2 各種サービス	15
3 保険の仕組み	17
4 保険約款	18
5 保険料	19
6 保険金の支払	19
7 保険募集	20

III さくら損保の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概要	23
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	25

3	業務の状況を示す指標	26
4	責任準備金の残高の内訳	41
5	期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	42
6	事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	42

IV 保険会社の運営

1	お客様本位の業務運営方針	43
2	リスク管理体制	43
3	法令等遵守の体制	45
4	健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	47
5	社外・社内の監査・検査	47
6	コーポレートガバナンスの体制	48
7	内部統制システムに関する基本方針	49
8	お客様の個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)	50
9	反社会的勢力への対応に関する基本方針	57
10	利益相反管理方針の概要	58

V 財産の状況

1	計算書類	60
2	保険業法に基づく債権	70
3	保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	71
4	時価情報	73
5	その他	74

VI 当社及びその子会社等の概況

1	主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項	75
---	-----------------------------	----

はじめに

皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年から今年にかけても多くの災害が発生しています。被害にあわれた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。当社は損害保険会社として被災者の皆様の支えとなり被災地の復旧・復興のお役に立てるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

当社を取り巻く事業環境は、国際的な経済・地政学リスクの高まり、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来、気候変動による自然災害の頻発化・激甚化等、大きな変化の渦中にあります。

また、近年インターネットや携帯電話を中心とする ICT の著しい進化に伴い、クラウドサービスやスマートフォンの活用等による新たなサービス・ビジネスが登場・普及して、生活意識の変化やライフスタイルが大きく変化してきました。

当社は、こうした先行きが不透明で変化の激しい時代に、情報通信市場の発展に貢献し、国民生活の向上、経済の発展に寄与することをミッションに掲げ、日本を代表するさくらの花のように、小さいながらも存在感のある保険会社を目指して取り組みを進めています。

社名を「さくら損害保険」として 2019 年 7 月 1 日にスタートして以来、2025 年度で 7 年目に入りましたが、当社主力商品である「通信端末修理費用保険」を中心に、さくら損保だからできる特色のある商品をお届けして、お客様のニーズにお応えしてまいります。

当社は未来を支える新しい保険会社として、情報通信テクノロジーの進歩に伴う社会からのニーズを敏感かつ的確に捉えて前進することで、皆様のビジネスと国民生活を保険事業からサポートし、健全経営を実践して、長きにわたる安心と信頼をお届けしていきたいと考えています。

今後とも、皆様の変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

さくら損害保険株式会社
代表取締役社長 小松 義彦

I さくら損保の概況および組織

1. 代表的な経営指標等

区 分	2023 年度 (2023年4月～2024年3月)	2024 年度 (2024年4月～2025年3月)
正味収入保険料	7, 2 2 2百万円	9, 1 4 7百万円
コンバインドレシオ	5 9. 1%	5 3. 9 2%
正味損害率	1 5. 1%	1 4. 7 1%
正味事業費率	4 4. 0%	3 9. 2 1%
保険引受利益	1, 6 3 3百万円	2, 3 0 1百万円
経常利益	1, 6 9 6百万円	2, 4 5 4百万円
当期純利益	1, 2 2 2百万円	3, 9 5 2百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	4 9 3. 7%	6 5 1. 7%
総資産額	1 2, 9 9 5百万円	1 9, 5 6 7百万円
純資産額	7, 3 5 3百万円	1 1, 5 5 0百万円
その他有価証券評価差額金	5 3 4百万円	7 7 9百万円
リスク管理債権	—	—

2. 経営理念、経営方針

(1) 経営理念

情報通信市場の発展に貢献し、国民生活の向上、日本経済の発展に寄与する。

(2) 経営方針

- ①情報通信テクノロジーの進歩に伴い、益々複雑化する国民生活を保険事業により支える存在になる。
- ②健全経営を実践し、お客様へ安心感を提供するとともに、お客様の信頼を獲得する。
- ③消費者、社会からのニーズを敏感かつ的確に捉え、適切な対応を迅速に実現する。

(3) さくら損害保険株式会社 2025 年度 経営基本計画 基本方針

1) 適切な経営基盤による運営	① ガバナンスの強化
	② ERM の高度化と浸透
	③ 資産運用の強化
2) お客様本位の業務運営	① 保険金支払部門の対応力強化
	② お客様からの相談・照会への対応の充実
	③ 事務フロー、システムの改善
3) 新商品による成長	① 主力商品の強化
	② 新商品開発
	③ 中長期保険商品の開発

3. 会社の特色

(1) 光通信グループについて

さくら損保は株式会社光通信グループの 100%出資子会社です。

株式会社光通信は東京証券取引所プライム市場に上場し、持株会社としてグループ全般の経営管理を行い、各事業は各子会社にて行っております。光通信グループは、連結子会社 139 社、代理店数約 1,000 社の販売網を有し、強みである販売力を生かして法人サービス事業、個人サービス事業、取次販売事業を幅広く展開しています。

さくら損保は、光通信の幅広い事業分野を融合し、活用することにより、お客様の望まれるより良い商品を低コストでご提供してまいります。

(2) さくら少額短期保険株式会社について

さくら少額短期保険株式会社は、2011 年 1 月に光通信グループ会社となった少額短期保険会社で、情報通信端末機器の補償を提供することで業績を伸ばしてきました。現在の主力商品の「モバイル保険」は、2016 年 5 月から販売開始しています。2020 年 12 月 31 日にさくら損保はさくら少額短期保険を子会社としましたが、光通信グループ内の経営統合に伴い、2025 年 3 月 31 日にインシュラントグループ株式会社（後述）へ全株式を譲渡しております。

さくら少額短期保険は主として個人市場を営業基盤としており、さくら損保は法人市場を営業基盤とすることで棲み分けています。

(3) インシュラントグループ株式会社について

インシュラントグループ株式会社は株式会社光通信が 100%出資する中間持株会社で、光通信グループ内の保険補償関連事業子会社を集約し、経営資源の充実を図るために設立されました。

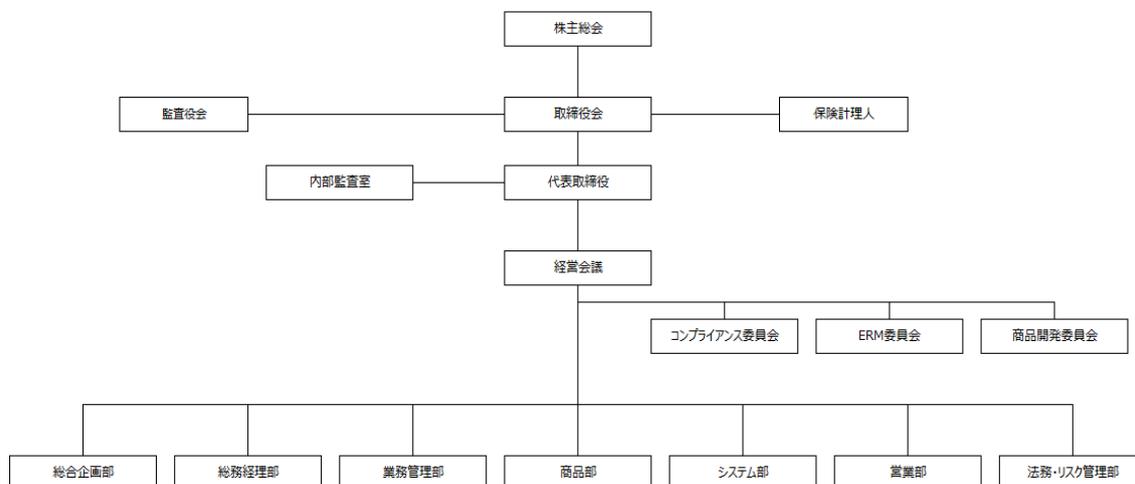
2025 年 3 月 31 日にさくら損保、さくら少額短期保険はインシュラントグループ株式会社の 100%子会社となっております。

4. 会社の沿革

- 2017年12月 さくら損保設立準備株式会社を設立
- 2019年6月 資本金10.1億円、資本準備金10億円に増資
損害保険業免許を取得するとともに、動産総合保険の認可取得
さくら損害保険株式会社へ社名変更
- 2019年7月 動産総合保険（通信端末修理費用保険）の営業を開始
- 2020年5月 約定履行費用保険の認可取得
- 2020年12月 さくら少額短期保険株式会社の全株式を取得し、完全子会社化
- 2021年7月 団体傷害一時金保険の認可取得
- 2023年5月 ネットトラブル弁護士費用保険の認可取得
- 2024年6月 動産総合保険（家電・住宅設備・什器備品修理費用保険）を届出
- 2024年10月 家財総合保険の認可取得
- 2025年3月 親会社が株式会社光通信からインシュラントグループ株式会社に変更
さくら少額短期保険株式会社の全株式をインシュラントグループ株式会社へ譲渡

5. 経営の組織

(1) 本社機構



本社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋一丁目12番5号

東京信用金庫本店ビル10階

Tel 03-6388-0609 Fax 03-6863-4597

(2) 営業機構

営業は、本社営業部が担当しております。

(3) 店舗所在地の一覧表

支店等及び代理店の状況

区 分	当 期 末
支店 営業所	-
計	-
代理店	13 店
計	13 店

(4) 海外ネットワーク

該当ありません。

6. 株主・株式の状況

(1) 基本事項

総会開催時期 毎年事業年度末から3か月以内に開催いたします。

決算期日 3月31日

公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

(2) 株主総会

○定時株主総会

① 第7回定時株主総会が、2024年6月27日に開催されました。

報告事項ならびに決議事項は以下のとおりです。

【報告事項】

第7期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容
報告の件

【決議事項】

第1号提案 取締役9名選任の件

第2号提案 取締役の報酬等の決定の件

② 第8回定時株主総会が、2025年6月26日に開催されました。

報告事項ならびに決議事項は以下のとおりです。

【報告事項】

第8期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容
報告の件

【決議事項】

第1号提案 取締役9名選任の件

第2号提案 取締役の報酬等の決定の件

(3) 株式の分布状況区分

株式の 分布状況区分	政府および 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等 (うち個人)	個人 その他	計
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	1
所有株式数	-	-	-	95,200	-	-	95,200
割合	-	-	-	100.0%	-	-	100.0%

(4) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
インシュラントグループ株式会社	95.2 千株	100%

(5) 配当政策

当社の配当の決定は事業年度に1回、株主総会決議によるものとしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、当期は配当を実施しないことといたしました。

(6) 資本金の推移

年月日	資本金（百万円）		摘要
	増減額	残高	
2017年12月1日	10	10	設立
2018年6月22日	100	110	-
2019年6月21日	900	1,010	-

(7) 最近の新株発行（海外における資金調達を含む）

種類	発行年月日	発行株数（株）	発行総額(百万円)	摘要
普通株式	2017年12月1日	200	10	-
普通株式	2018年6月22日	4,000	200	-
普通株式	2019年6月21日	36,000	1,800	-
普通株式	2020年12月31日	55,000	2,257	-

(8) 最近の社債発行（海外における資金調達を含む）

該当ありません。

7. 役員の状況

(2025年7月1日現在)

役職	氏名	略歴
代表取締役 社長	小松 義彦	1983年4月 東邦生命保険相互会社 入社 2008年4月 リコ少額短期保険株式会社 代表取締役 2011年3月 さくら少額短期保険株式会社 代表取締役 2019年6月 さくら損害保険株式会社 代表取締役 2020年12月 さくら少額短期保険株式会社 取締役（非常勤）
取締役 副社長 (常勤)	大崎 剛	2009年4月 株式会社光通信 入社 2019年6月 さくら少額短期保険株式会社 取締役副社長 2020年6月 さくら損害保険株式会社 取締役 営業部長 2024年7月 さくら損害保険株式会社 取締役副社長
専務取締役 (常勤)	井瀧 芳幸	1989年4月 社団法人日本損害保険協会入社 2017年6月 さくら少額短期保険株式会社入社 2019年6月 さくら損害保険株式会社 取締役 総務経理部長 2020年6月 さくら少額短期保険株式会社 監査役（非常勤） 2024年7月 さくら損害保険株式会社 専務取締役
取締役 (常勤)	岡島 学	1981年4月 株式会社協和銀行 入社 2015年7月 医師が考えた少額短期保険株式会社 取締役 2019年6月 さくら損害保険株式会社 取締役 総合企画部長 2021年4月 さくら損害保険株式会社 取締役 退任 2022年5月 さくら損害保険株式会社 取締役 総合企画部長
取締役 (常勤)	鈴木 真治	1984年4月 協栄生命保険株式会社 入社 2019年9月 さくら損害保険株式会社 取締役 商品部長
取締役 (非常勤)	大和田 征矢	1996年4月 株式会社光通信 入社 2012年12月 さくら少額短期保険株式会社 取締役（非常勤） 2019年6月 さくら損害保険株式会社 取締役（非常勤）
取締役 (非常勤)	杉田 将夫	2007年8月 株式会社光通信 入社 2011年6月 さくら少額短期保険株式会社 取締役（非常勤） 2019年6月 さくら損害保険株式会社 取締役（非常勤）
取締役 (非常勤)	太田 暁宏	2010年12月 株式会社光通信 入社 2019年6月 さくら少額短期保険株式会社 取締役副社長 2021年3月 さくら少額短期保険株式会社 代表取締役 2021年3月 さくら損害保険株式会社 取締役（非常勤）
取締役 (非常勤)	井合 恭子	2006年4月 株式会社光通信 入社 2019年6月 さくら損害保険株式会社 取締役（非常勤）

監査役 (常勤)	平子 清	1972年4月 A F I A (アメリカ海外保険協会) 入社 2000年8月 AIU保険会社入社 2018年1月 株式会社リロ少額短期保険 代表取締役 2019年6月 さくら損害保険株式会社 常勤監査役
社外監査役 (非常勤)	ロバート ハースト	1973年7月 バンカーズトラスト銀行 東京支店 入社 2013年11月 株式会社ムーミン物語 代表取締役 2018年9月 株式会社ムーミン物語 取締役会長 2019年6月 さくら損害保険株式会社 監査役 (非常勤) 2022年1月 Newton Biocapital 取締役
社外監査役 (非常勤)	中村 優紀	2009年12月 弁護士登録 (東京弁護士会) 2010年1月 矢吹法律事務所 入所 2018年10月 中村法律事務所 開設 2019年6月 さくら損害保険株式会社 監査役 (非常勤)

(注) 監査役ロバート ハーストおよび監査役中村優紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

8. 会計監査人の状況

氏名または名称	有限責任 あずさ監査法人
---------	--------------

9. 従業員の状況

(1) 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
33名	43.2歳	3.0年	329千円

(注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでいます。

(2) 採用方針

情報通信関連の事業展開を中心に専門的な損害保険事業を行うことを目的として、多様な人材の確保を行います。

(3) 研修制度

- ・業務精通者を講師として社内での定期的な実務研修を行っています。
- ・コンプライアンス研修を定期的に行っています。

(4) 福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・社会保険
- ・慶弔見舞金制度
- ・育児休業制度
- ・介護休業制度

10. その他

(1) 情報開示活動

当社の公式ホームページ (<https://www.sakura-ins.co.jp/>) において、会社案内、商品案内、お知らせ、お客様からのお問い合わせ先をご案内しています。

パソコンはもちろん、スマホでの視認性、操作性を強化して、より皆さまに当社をご理解いただけるよう画面設計しております。

(2) 社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険業の健全な発展及び信頼性の向上を図り、安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的に活動しています。

主な取組みは以下のとおりです。※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

- ・損害保険の普及啓発活動
- ・相談対応、苦情・紛争の解決（そんぽADRセンター）
- ・事故・災害・犯罪の防止・軽減 の取組み
- ・業務品質の向上に関する取組み
- ・要望・提言活動
- ・国際活動
- ・SDGs に関する取組み
- ・気候変動に関する取組み
- ・環境問題への取組み
- ・団体データ共同システム
- ・損保質権帳票作成ツール（質権者さま向け）
- ・代理店業務品質評価

II 保険会社の主な業務に関する事項

1. 取扱商品と新商品開発・改定

(1) 販売商品 (2025年7月31日現在)

① 個人向け商品

当社では取扱いがありません。

② 法人向け商品

販売商品	概要
通信端末修理費用保険	偶然な事故により、被保険者（補償の対象となる方、以下、「被保険者」）が所有または使用する通信端末機器に、外装破損・損壊、水濡れ、全損、故障等が生じ、修理費用等を負担したとき、または修理不能となった場合に補償する保険です。
約定履行費用保険	法人（被保険者）とその相手方である第三者（サービスの利用者）との間で、一定の偶然な事由が生じたときに、法人が第三者に対して一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約束（約定）をしている場合に、法人が約定の責任を果たすことによって負担する費用を補償する保険です。
団体傷害一時金保険	対象施設内で、外来性のある急激かつ偶然な事故によって、被保険者がその身体に傷害を被った結果入院または通院した場合に、入院一時保険金または通院一時保険金をお支払いする保険です。その他、施設内盗難一時保険金追加特約、特定感染症罹患一時保険金追加特約および施設外傷害一時保険金追加特約による補償もあります。
ネットトラブル弁護士費用保険	ネットトラブルに起因して発生した相談事案または法律事案の解決のために被保険者が負担した以下の費用を保険金として支払います。 (1) 弁護士等に対して行う法律相談に係る法律相談費用（法律相談費用保険金） (2) 弁護士等への報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要する費用またはその権利の保全もしくは行使の手続きに必要な弁護士等費用（ただし、(1)の法律相談費用を除きます。）（弁護士等費用保険金）

家電・住宅設備・什器備品 修理費用保険	偶然な事故により、被保険者が所有または使用する家庭用電気機器または住宅設備機器、什器備品に、外装破損・損壊、水濡れ、全損、故障等が生じ、修理費用等を負担したとき、または修理不能となった場合に補償する保険です。
家財総合保険	賃貸住宅において発生する様々なニーズに対応するため「家財損害」から「残存物取片づけ費用」、「失火見舞費用」、「地震火災費用」、「臨時費用」、「修理費用」、「ドアロック交換費用」、「加害事故法律相談費用」、「ストーカー行為等被害時転居費用」等の諸費用、「借家人賠償責任」や「個人賠償責任」などを補償する保険です。

(2) 新商品の開発、改定状況

実施年月	項目	概要
2019年 7月 1日	通信端末修理費用保険を販売開始	開業
2019年 12月 9日	通信端末修理費用保険を改定	免責金額特約の新設
2020年 5月 1日	約定履行費用保険を販売開始	通信端末機器に関する保証
2021年 6月 16日	約定履行費用保険を改定	支払限度額の引き上げ
2021年 7月 6日	団体傷害一時金保険を販売開始	対象施設内のケガを補償
2022年 4月 19日	団体傷害一時金保険を改定	施設外傷害一時保険金追加特約の新設
2023年 7月 1日	ネットトラブル弁護士費用保険を販売開始	ネットトラブルに起因する相談事案・法律事案に係る費用を補償
2024年 7月 1日	家電・住宅設備・什器備品修理費用保険を販売開始	修理費用保険の補償対象機器を通信端末から家庭用電気機器・住宅設備機器・什器備品に拡大
2024年 12月 1日	家財総合保険の販売開始	賃貸住宅向けの家財損害、諸費用、賠償責任を補償

2. 各種サービス

(1) 「ご意見・ご要望・お問い合わせ等の窓口」の紹介・案内及び相談・照会・苦情受付

当社は、お客様の声対応基本方針に基づきお客様からの苦情・ご相談・ご要望等（以下、「お客様の声」という。）について、お客様の満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、誠実に対応するとともに、適切に業務に反映してまいります。

- ①「お客様の声」を、感謝の気持ちをもって積極的に受け止め、迅速・適切かつ誠実に対応します。
- ②「お客様の声」に、全社を挙げて責任をもって対応します。
- ③「お客様の声」を商品・サービスの改善等、すべての業務運営の向上に活かします。
また、新商品の開発やサービスの充実を図り、新しい「安心」を提供します。
- ④「お客様の声」から取得した個人情報等の機密保持を徹底します。

(2) お客様の声を業務に活かすために

①「お客様の声」の受付状況

当社は、お客様の声対応管理規程を定め、「お客様の声」のうち「苦情」について下記のとおり定義し、苦情を真摯に受け止めるとともに苦情に至った経緯や原因等を調査分析し今後のお客様サービスの向上や商品改善に取り組んでおります。

「苦情の定義」

苦情とは、当社ならびに保険代理店およびその使用人（以下、「当社等」という。）の取扱・対応または当社の商品やサービス内容等に対して、対面、電話もしくはファックスを含む書面、ホームページからの問合せまたはEメール等（以下、「対面等」という。）により寄せられたお客様の声のうち不満足および不快の申出とし、以下のものとする。

- a.当社等の誤った取扱いまたは不親切な対応等が原因で、お客様が損失もしくは迷惑を被った、または期待した内容に比べて満足できなかった、もしくは不快な思いをした等の申出があったもの。
 - b.当社の商品、仕組みまたはサービス内容が原因で、保険契約関係者から損失もしくは迷惑を被った、または期待した内容に比べて満足できなかった、もしくは不快な思いをした等の申出があったもの。
 - c.申出内容が当社等の対応に原因があり、保険契約の遡及計上または遡及異動等の処理が必要なもの。
 - d.保険代理店および金融庁、財務局、日本損害保険協会、国民生活センター等の外部機関を経由して、お客様から、上記 a から c に該当する申出があったもの。
- ※ただし、以下に該当すると法務・リスク管理部が判断したものを除く。

- e. 申出の内容が保険契約関係者の明らかな誤解または保険金請求において不合理な過大請求に基づくもの。
- f. 不正請求等、法令に抵触する内容と判断されるもの。
- g. 訴訟その他公的仲裁機関に提訴されたもの。

2024 年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は次のとおりです。

苦情受付件数四半期ごとの推移 (単位：件数) (2025年3月31日現在)

苦情区分	第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月	合計	構成比
契約・募集行為	8	6	4	5	23	26.1%
契約の管理・保全	0	0	0	0	0	0.0%
保険金	12	13	11	18	54	61.4%
個人情報	0	0	0	0	0	0.0%
その他	6	1	1	3	11	12.5%
合計	26	20	16	26	88	100.0%

②お客様よりのご意見・ご要望・お問い合わせ等の窓口について

お客様よりのご意見、お問い合わせ等につきましては、次の窓口で承ります。

当社へのご意見・ご要望・お問い合わせ窓口
法務・リスク管理部
03-6388-0609 受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

③そんぽADRセンターのご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

「一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

- ・電話番号：03-4332-5241（全国共通）
- ・受付日：月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）
- ・受付時間：午前9時15分～午後5時

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

3. 保険の仕組み

（1）保険制度

損害保険は、共通の危険を持つ多くの人が集合し、保険契約者が「大数の法則」等の合理的な方法に基づいて算出した保険料を支払うことにより、「一定の偶然な事故」による経済的損失に対する補償を得ることができる制度です。つまり、損害保険制度とは、保険契約者・被保険者が「大数の法則」を利用して相互にリスクを分散し、個人生活と企業経営の安定に大きく寄与する制度です。

（2）保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約（有償・双務契約）です。

なお、損害保険は無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と保険契約者・被保険者の権利・義務が具体的に記されています。

また、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確性を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券等を発行します。保険契約申込書や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

（3）再保険

保険会社は引き受けたリスクの一部または全部について、他の保険会社に保険をかけることで、自社が保有するリスクを平準化し、適正な保有水準の管理、経営の健全性の維持と収益の確保・向上を図っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社に保険金支払責任を移転することを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。出再については、引受けているリスクの規模・集積度を十分に把握し、適切かつ妥当な出再先、出再割合および出再額等の再保険契約条件を決定します。

受再については、出再元から十分な情報入手し、受再するリスクを精査し、受再割合および再額等の再保険契約条件を決定します。

4. 保険約款

(1) 保険約款の位置づけ

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者・被保険者と保険会社の権利・義務が具体的に記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補完・変更・除外する特約があります。

※ 保険約款に記載されている主な事項

- ① 用語の定義
- ② 保険の対象となる事故、損害
- ③ 保険金をお支払いできない場合
- ④ 保険契約手続きおよび保険金請求手続き
- ⑤ 保険会社へ申し出・連絡すべき事項（契約前、契約後、事故発生時等）
- ⑥ 保険契約の取消し、無効、失効または解除となる場合
- ⑦ 保険料の返還、追加または変更 等

(2) 契約時の留意事項

① 契約内容をご確認ください。

ご契約者に契約内容を十分にご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、意向確認書などで、商品の内容や保険約款の概略をご紹介しますのでご活用ください。

② 保険金額は適切に設定ください。

保険の目的の保険金額を適切に設定されることで、万一の損失に役立つ保険契約を締結することができます。

③ 保険申込書は正しくご記入ください。

保険申込書が正しく記入されていないと保険契約を成立させることができず、申込書の取り直しになり、契約成立の遅れにより保険金がお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

④ 保険料は定められた期日までにお支払いください。

保険料はお支払方法ごとに定められた期日までにお支払いいただけないと、事故が発生しても保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(3) 保険約款に関する情報提供方法

保険約款の内容については、普通保険約款・特約とは別に、その内容をわかりやすく説明した、重要事項のご説明（重要事項説明書）等をご用意しています。よくご覧いただき、十分理解された上でのご契約をお願いします。

5. 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

保険料は、ご契約と同時にお支払いいただく必要があります。保険のお申し込みをいただいても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、当社は保険金をお支払いできません。

なお、保険契約が取消し、無効、失効または解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料をお返します。（ただし、お返できない場合もあります。）

(2) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁からの認可取得もしくは金融庁への届出を行ったものを基礎として適用しています。保険料は、純保険料（将来の保険金支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分）から成り立っています。

6. 保険金の支払

(1) 保険金支払の仕組み

当社は、保険契約者・被保険者から保険金請求書面や WEB 保険金請求システムで保険金請求を受け付けた場合、以下の手順にて保険金をお支払します。

① 契約内容の確認

保険金請求を受け付け後、直ちにご契約内容を保険契約管理システムにより確認します。

② 事故原因・損害状況の調査

該当する保険契約内容を確認後、事故発生状況の確認を行い、不足する情報や書類があれば徴求のうえ、保険金支払の可否を判断します。

③ 支払保険金額の確定

請求内容精査の結果、保険金支払対象と判断された場合、保険金算定条件に基づき保険金支払額を決定します。

④ 保険金の支払

保険金請求に必要な書面・情報がそろった日から30日以内に、当社は保険金支払の手続きを行います。

(2) 保険金請求のお問い合わせ窓口のご案内

保険金請求に関するお問い合わせ 窓口	
■ 通信端末修理費用保険：保険金請求 お問い合わせ窓口	0120-982-267 (受付時間：午前 10 時～午後 7 時 年末年始を除く)
■ 家電・住宅設備・什器備品修理費用保険：保険金請求 お問い合わせ窓口	0120-502-720 (受付時間：午前 10 時～午後 7 時 年末年始を除く)
■ ネットトラブル弁護士費用保険：保険金請求 お問い合わせ窓口	0120-380-066 (受付時間：午前 9 時～午後 6 時 年末年始を除く)
■ 団体傷害一時金保険：保険金請求 お問い合わせ窓口	0120-031-320 (受付時間：午前 9 時～午後 6 時 土日祝・年末年始を除く)
■ 家財総合保険：保険金請求 お問い合わせ窓口	0120-666-814 (受付時間：24時間 365日受付)

7. 保険募集

(1) 契約締結のしくみ・契約内容の確認に関する取組み

当社は主に法人様向けに、通信端末機器の修理費用等を補償する保険や、被保険者の入院または通院した場合に保険金をお支払いする保険等をご提供しております。

当社では、保険会社の委託を受けた損害保険代理店を通じた募集のほか、当社の社員による直接保険募集を行っています。

保険募集に際しては、損害保険代理店もしくは当社の社員から募集人の権限等についてご説明を行い、お客様が抱えるリスクやご意向を確認したうえで、適切な保険を設計させていただきます。

保険契約をお申込みになる際には、お客様に必要な重要な事項のご説明を行い、ご契約の内容を十分にご理解いただいたうえで、保険商品の内容に関する事項（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい事項（注意喚起情報）を記載した『重要事項説明書』を交付するとともに、保険契約がお客様のご意向（ニーズ）に沿ったものとなっているかを確認させていただくため、『ご加入内容確認事項（意向確認書）』にご署名、ご捺印をいただいております。

お客様から保険契約申込書をご提出いただき、保険料をお支払いいただくことで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券が発行されます。

(2) 代理店について

① 代理店の業務内容

代理店は、当社と損害保険代理店委託契約を締結し、お客様に保険商品の内容説明や保険契約の媒介を行うことを基本業務としています。

当社の代理店は保険商品に関して、保険契約の媒介のみを行っており、保険契約の締結や保険料の受領等の業務は行っておりません。

② 代理店登録

損害保険代理店として損害保険の募集を行うためには、保険業法第 276 条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。

また、損害保険代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う場合は、保険業法第 302 条に基づき、内閣総理大臣に届け出なければなりません。

なお、損害保険代理店で保険募集に従事する場合は、一般社団法人日本損害保険協会が実施する『損害保険募集人一般試験』に合格することが必要になります。

③ 代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な保険募集ができる代理店を育成するため、商品内容をはじめ募集コンプライアンスに関する研修を損害保険代理店の募集人に実施しています。

また、募集人の業務知識等の習得状況の確認や資質向上のために実施される一般社団法人日本損害保険協会の『損害保険募集人一般試験』の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

④ 代理店数

2025 年 3 月 31 日現在、当社の代理店は 13 店になります。

(3) 勧誘方針について

当社では、保険商品の販売等にあたって、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、「勧誘方針」を次のように定めて実施しております。

「勧誘方針」

1. 保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
2. お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう、説明内容や説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
3. お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様に適切な商品をご選択いただけるよう、お客様のご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
4. 保険販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。
5. お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
6. お客様のご意見、ご要望等を、今後の商品開発やサービス向上に活かすよう努めてまいります。
7. 万が一保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金の適正な支払いに努めてまいります。
8. 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適切な保険販売に努めてまいります。

Ⅲ さくら損保の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概要

(1) 当社を取り巻く環境

近年、我が国ではデジタル化が進み、IT 関連の市場規模は拡大し続けています。様々な国家戦略等を掲げてデジタル化が取り組まれ、光ファイバー等ブロードバンドの整備は大きく進展して、新たなサービスやビジネスが登場し、普及してきました。

インターネットや携帯電話により、世の中の仕組みや人々のマインド・行動様式は大きく変化しました。特に、スマートフォンが急速に普及し、モバイル端末によるインターネット利用が拡大し、移動通信システムの進化・発展は著しく、今では、人々の生活や企業の経済活動に必要不可欠なインフラとなっています。

インターネットで情報を管理するクラウドサービスや、機械学習を通して情報を蓄積させる AI、移動通信技術が開発され、先端技術を駆使したサービスの実用化も増加しています。

一方、世界における安全保障に関する懸念、物価上昇、金融市場の変動など、私たちを取り巻く環境は、依然不安定な状況が続いています。現代社会の生活において、一人一人が抱えるリスクは、常に変化を続けています。

当社は、このような状況の中で、時代にマッチした損害保険商品を提案するとともに、顧客のニーズを的確に捉え、変化のなかで生み出されるビジネスチャンスに即応した特色ある商品を提供してまいります。

(2) 事業の経過

当社は、2019 年 6 月 28 日に損害保険業の免許を取得し、同年 7 月 1 日に営業を開始しました。開業初年度は、成長を続ける情報通信市場に関する保険事業に特化して、安定成長の経営基盤を築くことを目標に、元受保険では、保険の対象である通信端末に生じた補償対象事故により、被保険者が実際に負担した修理費用に対して保険金を支払う「通信端末機器修理費用保険」の販売から事業を開始しました。

一方、開業当初から、さくら少額短期保険株式会社の「モバイル保険」の再保険を引き受け、安定した事業基盤の構築を進めました。

開業 2 年目の 2020 年度には、新たに「約定履行費用保険」の発売を開始して、情報通信市場における顧客ニーズに幅広く応えられるよう事業を拡大、当社の親会社である株式会社光通信からさくら少額短期保険株式会社の全株式を取得し、同社の完全子会社化を行って事業の合理化・効率化を進めてきました。さらに、この年度より保険引受リスクの定量化を始めとする本格的な統合リスク管理態勢の整備・強化にも着手しました。

開業 3 ～ 4 年目にかけては、既存商品の販売を推進するとともに、2021 年 8 月から新たに「団体傷害一時金保険」の販売を開始、新型コロナウイルス感染症を含めた特定感染症も保険金の対象とするなど、コロナ禍における顧客ニーズにも対応しました。この「団体傷害一時金保険」については、

最新の情勢を踏まえた適切な商品改定を適宜実施しています。

開業5年目には、インターネット上のトラブルに関する弁護士相談費用等を補償する「ネットトラブル弁護士費用保険」の認可を2023年5月に取得し、販売を開始しました。

開業6年目の2024年度は、新たな3か年の中期経営計画の初年度として、「①適切な経営基盤による運営、②お客様本位の業務運営、③新商品による成長」を基本方針として、事業を進めました。2024年6月に「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」、2024年10月に「家財総合保険」の認可を取得しています。

また、2022年1月から開始した資産運用業務では、資産運用収益を安定的に確保していくことを目的としており、「2024年度資産運用計画」においても、短期投資は行わず、中・長期での運用を原則に市場リスク、信用リスクに十分留意して安全運用を心掛けて分散投資すると定めており、キャッシュポジションを高め維持の上、適切な投資を推進しています。

なお、2025年3月31日に、親会社の株式会社光通信が、中間持株会社としてインシュラントグループ株式会社を設置することに伴い、当社の親会社が株式会社光通信からインシュラントグループ株式会社に変更となりました。あわせて、さくら少額短期保険株式会社は当社の子会社から外れることとなり、2025年3月31日付でさくら少額短期保険株式会社の全株式（取得原価2,257百万円）を売却しています。

（3）事業の成果

当期の経常収益は、保険引受収益9,147百万円、資産運用収益147百万円により、9,294百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用6,446百万円、営業費及び一般管理費399百万円等を計上した結果、6,845百万円となりました。

その結果、当期の経常利益は2,448百万円となり、子会社株式の売却益の計上、価格変動準備金の繰入の上、法人税及び住民税、法人税等調整額を加味した結果、当期純利益は、3,952百万円となりました。

なお、1株当たりの当期純利益は41,520円22銭となっております。

（4）対処すべき課題

従来からの「通信端末機器修理費用保険」及び「約定履行費用保険」の販売により、強固な経営基盤を確保した上で、社会情勢を的確にとらえ、「団体傷害一時金保険」や「ネットトラブル弁護士費用保険」のような特色ある商品や、「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」や「家財総合保険」のような顧客からのニーズに適切に応えた商品を提供していきます。新商品の認可取得を推進するとともに、認可取得済商品の改定を行い、事業を拡大してまいります。

また、損害保険会社として適切な顧客保護等管理態勢の整備・強化、統合リスク管理態勢の推進・高度化、資産運用業務の推進、財務管理体制の促進を図っていきます。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
正味収入保険料	2,693	4,042	5,503	7,222	9,147
経常収益	2,693	4,042	5,521	7,296	9,294
経常利益	196	892	987	1,696	2,448
当期純利益	136	638	704	1,222	3,952
資本金の額	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
(発行済株式の総数)	(95,200株)	(95,200株)	(95,200株)	(95,200株)	(95,200株)
純資産額	4,254	4,894	5,631	7,353	11,550
総資産額	6,333	7,741	9,605	12,995	19,567
責任準備金残高	1,381	1,930	2,954	4,238	6,128
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	2,257	2,379	3,625	6,108	7,446
単体ソルベンシー・マージン比率	569.7%	530.5%	478.5%	493.7%	651.7%
配当性向	-%	-%	-%	-%	-%
従業員数	21人	23人	25人	32人	33人

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	0	0.0	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		69	1.3	122.6	44	0.6	▲36.7	46	0.5	4.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		5,434	98.7	35.5	7,178	99.4	32.1	9,100	99.5	26.8
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		5,503	100.0	36.1	7,222	100.0	31.2	9,147	100.0	31.1

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		69	3.9	122.6	44	1.9	▲36.7	46	1.3	4.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		1,678	96.0	53.4	2,327	98.1	38.7	3,396	98.6	45.9
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,748	100.0	55.2	2,372	100.0	35.7	3,442	100.0	50.2

(注) 元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		3,755	100.0	28.8	4,850	100.0	29.2	5,704	100.0	17.6
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		3,755	100.0	28.8	4,850	100.0	29.2	5,704	100.0	17.6

(注) 受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

④ 支払再保険料

該当ありません。

⑤ 解約返戻金

該当ありません。

⑥ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	0	0	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		▲120	▲12.2	5,900	7	0.5		▲1	0	▲119.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		1,101	112.3	22.7	1,625	99.5	47.6	2,303	100.0	41.7
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		980	100.0	9.5	1,633	100.0	66.5	2,301	100.0	41.0

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費および一般管理費 ± その他収支

⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比%	損害率%		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		147	16.1	228.9	22	2.5	70.0	14	1.2	36.1
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		764	83.9	15.3	901	97.5	14.8	1,140	98.8	14.6
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		911	100.0	18.0	923	100.0	15.1	1,154	100.0	14.7

(注) 1. 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味 + 受再正味) - 出再正味保険金

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

⑧ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度		2023年度		2024年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火	災	-	-	-	-	-	-
海	上	-	-	-	-	-	-
傷	害	147	29.6	22	5.0	14	2.4
自	動	-	-	-	-	-	-
自	動	-	-	-	-	-	-
車	損	-	-	-	-	-	-
損	害	-	-	-	-	-	-
害	賠	-	-	-	-	-	-
賠	償	-	-	-	-	-	-
償	責	-	-	-	-	-	-
責	任	-	-	-	-	-	-
任	そ	349	70.4	429	95.0	584	97.6
の	他	-	-	-	-	-	-
他	(-	-	-	-	-	-
(う	-	-	-	-	-	-
う	ち	-	-	-	-	-	-
ち	賠	-	-	-	-	-	-
賠	償	-	-	-	-	-	-
償	責	-	-	-	-	-	-
責	任	-	-	-	-	-	-
任)	-	-	-	-	-	-
)	信	-	-	-	-	-	-
信	用	-	-	-	-	-	-
用	・	-	-	-	-	-	-
・	保	-	-	-	-	-	-
保	証	-	-	-	-	-	-
証)	-	-	-	-	-	-
)	合	496	100.0	452	100.0	598	100.0
合	計	-	-	-	-	-	-

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑨ 受再正味保険金

(単位：百万円)

年度	種目	2022年度		2023年度		2024年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火	災	-	-	-	-	-	-
海	上	-	-	-	-	-	-
傷	害	-	-	-	-	-	-
自	動	-	-	-	-	-	-
自	動	-	-	-	-	-	-
車	損	-	-	-	-	-	-
損	害	-	-	-	-	-	-
害	賠	-	-	-	-	-	-
賠	償	-	-	-	-	-	-
償	責	-	-	-	-	-	-
責	任	-	-	-	-	-	-
任	そ	415	100.0	471	100.0	555	100.0
の	他	-	-	-	-	-	-
他	(-	-	-	-	-	-
(う	-	-	-	-	-	-
う	ち	-	-	-	-	-	-
ち	賠	-	-	-	-	-	-
賠	償	-	-	-	-	-	-
償	責	-	-	-	-	-	-
責	任	-	-	-	-	-	-
任)	-	-	-	-	-	-
)	信	-	-	-	-	-	-
信	用	-	-	-	-	-	-
用	・	-	-	-	-	-	-
・	保	-	-	-	-	-	-
保	証	-	-	-	-	-	-
証)	-	-	-	-	-	-
)	合	415	100.0	471	100.0	555	100.0
合	計	-	-	-	-	-	-

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

⑩ 回収再保険金

該当ありません。

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者（社員）配当金の額
該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	-	103.0	103.0
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		228.9	15.9	244.8	70.0	14.6	84.6	36.1	17.1	53.2
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		15.3	45.9	61.2	14.8	44.2	59.0	14.6	39.2	53.8
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		18.0	45.5	63.5	15.1	44.0	59.1	14.7	39.1	53.8

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収保険料

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

出再がないため、上記「(2) ② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率」と同様です。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
契約		100.0	100.0	100.0
海外契約		-	-	-

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合
該当ありません。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合
該当ありません。

⑦ 未収再保険金の額
該当ありません。

(3) 経理に関する指標

① 支払備金の額および責任準備金の額

支払備金の額 (単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	0	0.1	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		24	19.0	700.0	11	7.1	▲52.8	25	13.6	118.2
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		102	81.0	▲14.3	151	92.9	48.3	160	86.3	5.9
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		126	100.0	2.4	163	100.0	28.7	186	100.0	14.0

責任準備金の額 (単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	0	0.1	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		6	0.2	▲25.0	18	0.4	184.4	27	0.4	47.8
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		2,948	99.8	53.5	4,219	99.6	43.1	6,100	99.5	44.6
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		2,954	100.0	53.1	4,238	100.0	43.5	6,128	100.0	44.6

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

③ 引当金

(単位：百万円)

区 分		2022年度	2023年度	2024年度	2024年度減少額		2024年度
		未残高	未残高	増加額	目的使用	その他	未残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金		-	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-	-
賞与引当金		6	10	8	10	-	8
価格変動準備金		10	17	9	-	-	27
合 計		16	28	17	10	-	35

④ 貸付金償却の額

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（単位：百万円）

区 分		2022年度	2023年度	2024年度		
		期末残高	期末残高	増加額	減少額	期末残高
資 本 金		1,010	1,010	-	-	1,010
	(20,200株)	(20,200株)	(20,200株)	-	-	(20,200株)
うち	1,010	1,010	1,010	-	-	1,010
既発行株式	(20,200株)	(20,200株)	(20,200株)	-	-	(20,200株)
	1,010	1,010	1,010	-	-	1,010
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金)	(75,000株) 3,257	(75,000株) 3,257	-	-	(75,000株) 3,257
	計	(75,000株) 3,257	(75,000株) 3,257	-	-	(75,000株) 3,257
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	-	-	-	-	-
	(任意積立金)	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益 の減少額	2022年度	53百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円
	2023年度	70百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円
	2024年度	89百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円

⑦ 事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

年度	区分	2022年度	2023年度	2024年度
	人 件 費	162	198	206
	物 件 費	202	249	298
	税 金	49	62	83
	火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	-	-	-
	契約者保護機構に対する負担金	0	0	1
	諸手数料及び集金費	2,177	2,845	3,187
	合 計	2,593	3,356	3,778

（注） 1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

2. 負担金は保険業法第 265 条の 33 の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

⑧ 減価償却費明細表

資産の種類	取得原価	2024年度 償却額	償却累計額	2024年度 未残高	償却累計率
有形固定資産					%
建物	14	1	4	9	32.3
有形固定資産計	14	1	4	9	32.3
無形固定資産					
ソフトウェア	94	12	58	35	62.6
無形固定資産計	94	12	58	35	62.6

(4) 資産運用に関する指標

① 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預貯金		4,402	45.8	4,908	37.8	5,139	26.3
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		3,625	37.7	6,108	47.0	7,446	38.1
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		7	0.1	10	0.1	9	0.0
運用資産計		8,036	83.7	11,027	84.9	12,595	64.4
総資産		9,605	100.0	12,995	100.0	19,567	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		-	0.00	-	0.00	-	0.00
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		17	0.58	71	1.54	147	1.97
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		-	0.00	-	0.00	-	0.00
小計		-	0.24	71	0.77	147	1.17
その他		-	-	-	-	-	-
合計		17	-	71	-	147	-

③ 海外投融資残高および構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
外貨建		-	-	604	100.0	1,296	100.0
(外国公社債)		(-)	(-)	(102)	(17.0)	(102)	7.9
(外国株式)		(-)	(-)	(285)	(47.2)	(785)	60.6
(その他)		(-)	(-)	(216)	(35.9)	(409)	31.6
円貨建		-	-	-	-	-	-
(非住居者貸付)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(外国公社債)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(その他)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		-	-	604	0	1,296	0

④ 海外投融資利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
運用資産利回り (インカム利回り)		-	3.14	3.65
資産運用利回り (実現利回り)		-	3.14	3.65

⑤ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国	債	-	-	-	-	-	-
地 方	債	-	-	-	-	-	-
社	債	-	-	102	1.7	102	1.4
株	式	3,625	100.0	5,503	90.1	6,149	82.6
外 国	証 券	-	-	502	8.2	1,194	16.0
そ の 他 の 証 券		-	-	-	-	-	-
合	計	3,625	100.0	6,108	100.0	7,446	100.0

⑦ 保有有価証券利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
社	債	-	7.25	7.92
株	式	0.58	1.47	1.74
外 国	証 券	-	2.39	3.10
そ の 他 の 証 券		-	-	-
合	計	0.58	1.54	1.97

⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高

<2023 年度>

(単位：百万円)

有価証券の 種類	残存 期間		1 年以下	1 年超	3 年超	5 年超	7 年超	10 年超	合計
				3 年以下	5 年以下	7 年以下	10 年以下	(期間の定めのないものを含む)	
国債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	102	102
株式	-	-	-	-	-	-	-	5,503	5,503
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	502	502
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	6,108	6,108

<2024 年度>

(単位：百万円)

有価証券の 種類	残存 期間		1 年以下	1 年超	3 年超	5 年超	7 年超	10 年超	合計
				3 年以下	5 年以下	7 年以下	10 年以下	(期間の定めのないものを含む)	
国債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	102	102
株式	-	-	-	-	-	-	-	6,149	6,149
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	1,194	1,194
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	7,446	7,446

⑨ 業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

年度 区分	2022年度			2023年度			2024年度		
	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融・保険業	119,700	2,459	67.8	240,600	2,764	50.2	336,000	452	11.7
情報・通信業	115,700	425	11.7	1,364,400	600	10.9	1,795,000	1,796	31.5
建設業	55,500	177	4.9	98,600	342	6.2	173,500	375	8.1
不動産業	16,100	212	5.9	71,200	463	8.4	71,200	327	6.7
食料品	65,900	184	5.1	85,300	345	6.3	85,300	233	5.7
機械	106,600	124	3.4	106,600	183	3.3	106,600	129	3.1
サービス業	8,000	29	0.8	191,100	142	2.6	508,700	608	12.6
卸売業	10,400	14	0.4	114,700	278	5.1	189,400	434	7.4
化学	-	-	-	50,900	149	2.7	194,400	239	4
金属製品	-	-	-	35,400	81	1.5	4,800	9	0.2
電気・ガス業	-	-	-	-	-	-	244,200	246	4.3
精密機器	-	-	-	-	-	-	35,000	99	1.8
鉱業	-	-	-	-	-	-	40,800	83	1.4
輸送用機器	-	-	-	-	-	-	32,000	49	1.1
パルプ・紙	-	-	-	-	-	-	49,400	30	0.5
合計	497,900	3,625	100.0	2,423,000	5,503	100.0	3,866,400	6,149	100.0

⑩ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪ 担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫ 用途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合
該当ありません。

⑮ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
土地		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
建物		7	10	9
	営業用	7	10	9
	賃貸用	-	-	-
建物仮勘定		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計		7	10	9
	営業用	7	10	9
	賃貸用	-	-	-
その他の有形固定資産		-	-	-
有形固定資産 合計		7	10	9

(5) 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高
該当ありません。

② 特別勘定資産
該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支
該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

<2023年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火	災	-	-	-	-	-
海	上	-	-	-	-	-
傷	害	15	2	-	-	18
自	動 車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
そ の 他		3,042	1,177	-	-	4,219
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合	計	3,058	1,180	-	-	4,238

<2024年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火	災	0	0	-	-	0
海	上	-	-	-	-	-
傷	害	23	3	-	-	27
自	動 車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
そ の 他		4,361	1,739	-	-	6,100
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合	計	4,385	1,743	-	-	6,128

5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前 発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前 発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2021年度	7	4	0	1
2022年度	22	13	1	7
2023年度	94	6	71	16
2024年度	127	4	27	95

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

$$2. \text{当期把握見積り差額} = \text{期首支払備金} - (\text{前期以前発生事故に係る当期支払保険金} + \text{前期以前発生事故に係る当期末支払備金})$$

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

<傷害保険>

(単位：百万円)

事故発生年度		2022年度			2023年度			2024年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+ 支払備金	事故発生 年度末	61			55			39		
	1年後	55	0.91	-5	39	0.71	-16			
	2年後	39	0.64	-22						
最終損害見積り額		61			55			39		
累計保険金		36			44			14		
支払備金		24			11			25		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

IV 保険会社の運営

1. お客様本位の業務運営方針

当社は「お客様中心主義」を追求し、みなさまの未来を守るために、保険事業を通じて、社会に貢献してまいります。

- (1) お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。
 - ① お客様のご意向（ニーズ）と時代の変化に対応したお客様に最適な商品・サービスを、その内容・販売方法等を踏まえた適正な価格で提供します。
 - ② お客様へ安心感が提供できるような適切な保険募集の管理態勢を構築します。
- (2) お客様への情報提供を充実させ、また双方向のコミュニケーションに取り組みます。
 - ① 商品・サービスの情報をお客様に分かりやすく提供します。
 - ② お客様のお申し出に迅速に対応し、またお申し出の内容を業務改善につなげます。
- (3) お客様の立場に立った保険金の支払いに取り組みます。
 - ① 保険金をもれなくかつ公平、適切にお支払いします。
 - ② 保険金を迅速かつ簡単な手続でお支払いします。
- (4) お客様本位を経営の重要課題と位置づけ、公正適切に取り組みます。
 - ① お客様へ思いやりの心で接し、信頼関係を築いてまいります。
 - ② 常に新たなことに挑戦する精神を持ち、多様化するお客様のニーズと時代の変化に柔軟に対応する社員の育成に努めます。
- (5) お客様本位の取組状況を確認し公表するとともに必要な見直しを行います。
 - ① この方針に基づく取組状況を定期的に確認し、公表してまいります。
 - ② この方針はより良い業務運営を実現するために、定期的に必要な見直しを行います。

2. リスク管理体制

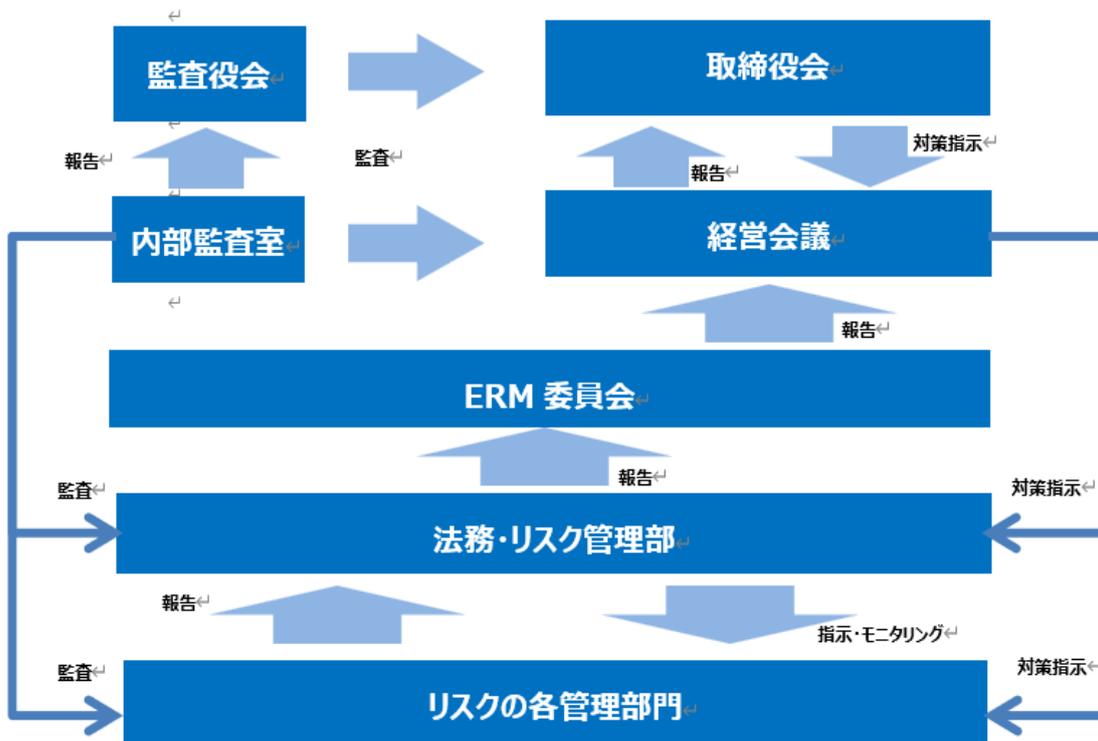
当社は、損害保険事業に関わる多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各リスク担当部署がリスクごとにその所在や特性を踏まえ管理を行うとともに、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、経営会議の諮問機関として ERM 委員会を設置し、各リスク担当部署からの情報を組織横断的に把握・評価し、リスクの制御、コンティンジェンシープランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じて管理・対応する体制を整えています。

ERM 委員会はリスク選好、リスク量、リスクリミット、リスクトランスの設定を更に進化させ、これらを

活用することで、リスクのみならず資本・収益・リスクを一体的に管理しています。

これらのリスク管理体制は、リスク管理基本方針・リスク管理規程・リスク管理細則等の社内規程に基づき運営されています。

(1) リスク管理体制図 (2025年7月1日現在)



(2) 主なリスクの管理

① オペレーショナル・リスク管理

・事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員、代理店募集人、外部事務委託会社が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等が起こることにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、適正かつ的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・社内マニュアル等を整備し、役職員・代理店に対する教育を通じて適正な事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等により損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万が一コンピュータシステムに不具合が発生した場合大規模災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシーを定めコンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

② 保険引受リスク管理

・保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することで損失を被る保険料率設定リスクと保険加入後に契約者や被保険者が果たすべき注意を怠ったり、故意に事故を起こしたりすることにより損失を被るモラルリスク、および再保険引受（受再）のロス率悪化による受再損失リスクからなります。

当社では、引受基準に基づいて保険契約を引き受けることで、損害率が予測していた水準内にあるか等について毎月定量的にモニタリング検証することにより保険料率設定リスクとモラルリスクを管理しております。また、受再契約に関して毎月の収支状況をモニタリング検証することで受再損失リスクの管理を行っております。

・出再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行うこととしています。出再先の選定基準としましては、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センターによる格付けにおいて、少なくとも1社の格付けがA-格以上の保険会社に限定しております。

※当社は、2025年7月1日現在、出再は行っておりません。

3. 法令等遵守の体制

当社は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の根幹と捉え、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針に基づき策定したコンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル、社員の行動基準を示した行動規範をもとに、全役職員が常にコンプライアンスを意識・遵守し業務に取り組んでいます。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、常勤取締役、総合企画部長、法務・リスク管理部長、業務管理部長、内部監査室長および常勤監査役を参加メンバーに、原則毎月1回、委員会を開催し、コンプライアンス規程等の遵守状況、職場におけるハラスメント状況の有無、各部門のコンプライアンス状況のモニタリング、コンプライアンス対応策等、全社に関わるコンプライアンスの重要事項について協議・検討を行っています。

法務リスク管理部は、コンプライアンス委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等を行っています。

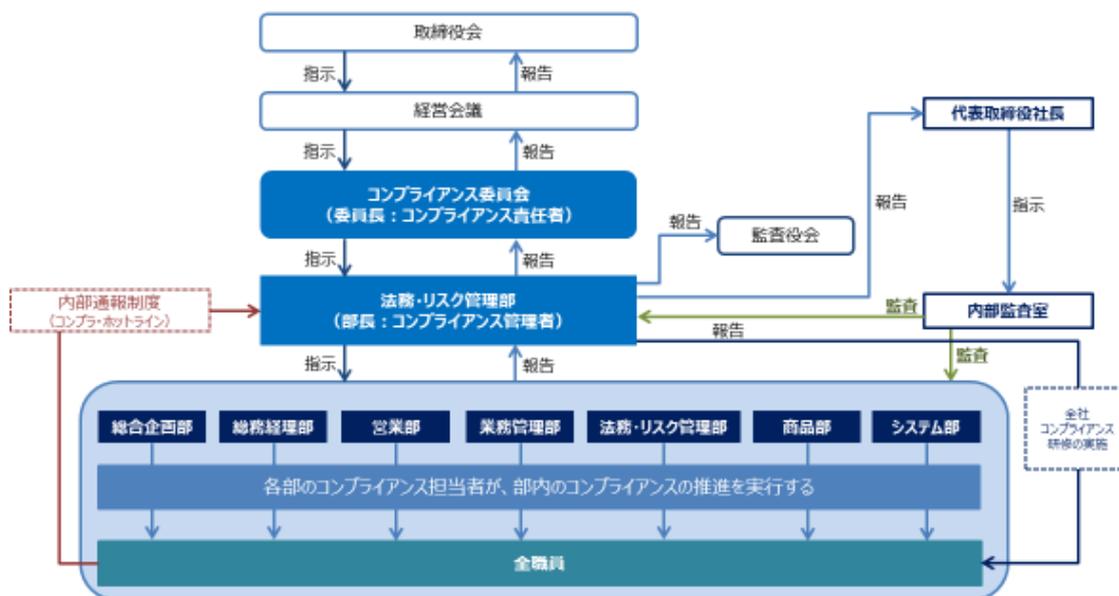
特に、事業年度ごとに取締役会で決定される「全社的なコンプライアンスの取組事項（規程の整備、業務の点検、コンプライアンス研修の実施等）を定めたコンプライアンス・プログラム」を実行することで、社内のコンプライアンスの徹底とコンプライアンス意識の醸成を図っています。

また、各部門内に配置された1名のコンプライアンス担当者は、コンプライアンス・プログラムに基づき策定された部門内独自研修の実施や、コンプライアンスに関する情報収集や情報共有を行い、部門内のコンプライアンスを推進しています。

(1) コンプライアンス（法令等遵守）体制図（2025年7月1日現在）

コンプライアンス（法令等遵守）体制

- ✓ 取締役会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関とし、コンプライアンス委員会を中心とした体制としています。
- ✓ 取締役会は、コンプライアンス担当取締役をコンプライアンス委員会の委員長とし、コンプライアンス責任者としています。
- ✓ 法務・リスク管理部をコンプライアンス統括部門とし、法務・リスク管理部長をコンプライアンス管理者としています。



(2) コンプライアンス基本方針

コンプライアンス基本方針

当社は、役職員一人一人が企業の社会的責任や公共的使命を常に認識し、それに応えるためには、法令や社会的規範を遵守して、事業活動を行うことが重要であると認識しています。

また、当社では、お客様からの信頼の確保およびお客様保護の観点からコンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけており、態勢の強化に取り組んでいます。

1. 顧客保護の徹底

(1) 適切な保険募集管理の維持・強化

説明責任、苦情案件・不祥事件等への適切な対応

(2) 迅速・適正な保険金の支払い

約款に基づいた迅速・適正な保険金の支払

(3) 顧客情報管理態勢の強化

個人情報を含む顧客情報の管理徹底

2. 内部管理の強化

(1) 適正な事務処理態勢の維持・強化

事務過誤の撲滅・適正な保険引受管理体制の構築

(2) コンプライアンス遂行の為の内部管理態勢の構築

内部管理体制の整備と機能化

(3) コンプライアンス教育・研修

効果的な研修の継続実施

4. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社の2024年度末の対象となる保険契約に係る責任準備金は、保険業法施行規則第70条に規定するところにより、適切に積み立てられていることを確認しています。

具体的には、損害保険会社の保険計理人の実務基準に定める1号収支分析を行った結果、準備金が将来の債務の履行に支障を来すおそれがない水準であると確認しております。

また、負債十分性テストについては、該当する保険の取り扱いがないため、実施しておりません。

5. 社外・社内の監査・検査

(1) 社外の監査・検査

当社は、保険業法に基づく金融庁および財務省財務局の検査を受けることになっております。また会社法に基づく会計監査として、有限責任あずさ監査法人による会計監査を受けております。

(2) 社内の監査

当社では、監査役および監査役会による取締役の職務の執行・会社全般の業務運営・内部統制システムの整備状況の監査とともに、会計監査人による会計等の適正性についての監査を行っています。また、これら法定の監査体制とともに、社長直轄の組織である内部監査室により、当社各部門・経営会議の業務運営に関する内部管理態勢等の適切性および有効性を検証しています。

6. コーポレートガバナンスの体制

当社は通信デバイス補償に特化した損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。

2025年7月1日現在のコーポレートガバナンスの体制は次のとおりです。

(1) 取締役会・監査役会

取締役会は、取締役9名（任期1年）で構成しています。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成しています。

(2) 経営会議・委員会

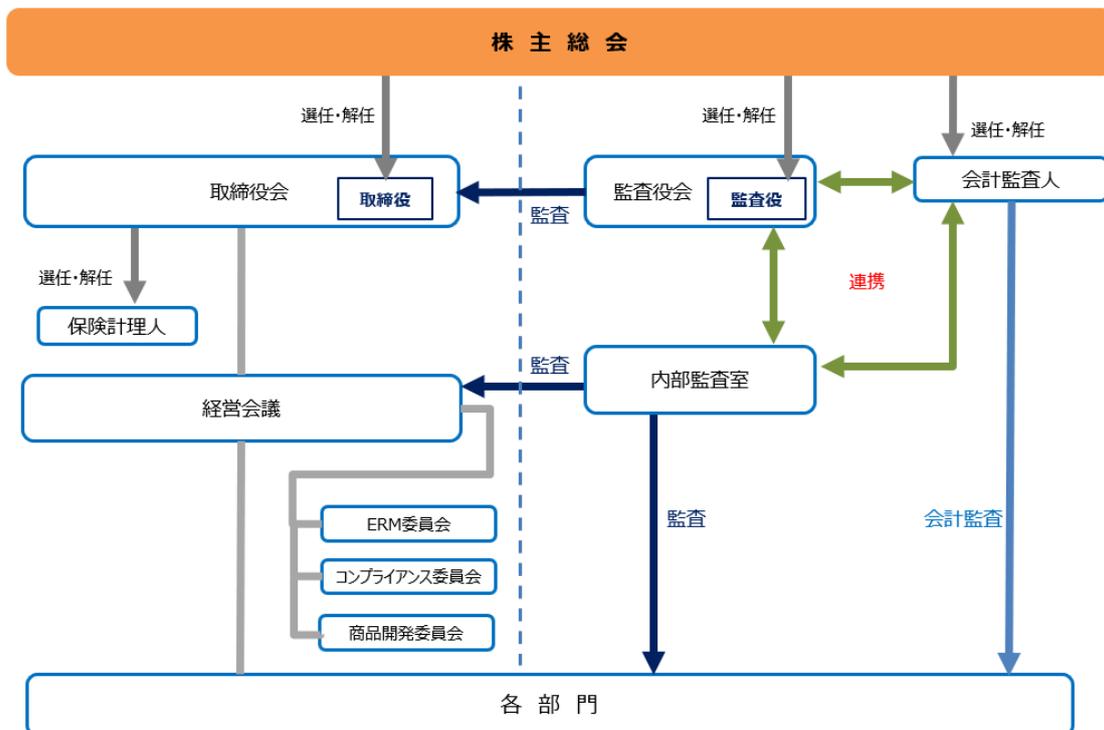
意思決定を効率化するために、取締役会の下に経営会議、ERM委員会、コンプライアンス委員会、商品開発委員会を設けています。

経営会議は常勤取締役、部長以上の職位者、常勤監査役およびオブザーバーで構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会で所管する事項を除く）について審議しています。

ERM委員会、コンプライアンス委員会、商品開発委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を審議しており、社長および所管事項の担当役員のほか、関連の部門長、内部監査室長および常勤監査役によりそれぞれ構成しています。

各委員会は、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

(3) 経営管理体制図（2025年7月1日現在）



7. 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、法令および定款を遵守し社会規範ならびに倫理規範を尊重する企業として適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を決定しています。

内部統制システムに関する基本方針

当社は、法令および定款を遵守し、社会規範ならびに倫理規範を尊重する企業として、以下を内部統制システムに関する基本方針とします。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令等遵守の推進と定期的な研修を行ないます。
法令上疑義のある行為に対しては、使用人が直接情報提供を行える通報窓口を設置するものとします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理体制
取締役は、その職務の執行に係る情報を会社が定める「文書管理規程」に従い適切に保管および管理するものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会を原則として1か月に1度、その外必要に応じて適宜開催するものとします。職務執行については、「職務権限規程」に責任者およびその責任、権限を定め業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証します。
また、「経営会議規程」に基づく、中期経営計画の策定および四半期業績管理を行い、経営会議、取締役会にてレビュー、改善策の実施等で取締役の職務の効率性を確保します。
5. 当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社の内部統制との連携体制を構築します。
6. 監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任し、補助に必要な調査権限や情報収集権限を付与します。
また、監査役の補助をする使用人は監査役の業務指示・命令を受け、補助使用人の人事考課・異動は監査役の同意のもとに行うこととします。
7. 取締役、その他使用人等の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制
取締役、その他使用人等の取締役、監査役、使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす

事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款違反、その他取締役および使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができるものとします。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査の実効性を確保するため、当社の取締役および使用人は、監査役またはその補助使用人の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うものとします。

9. 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき、法令上疑義のある行為に対し通報した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けない、解雇されないこととします。

10. 監査費用の前払または償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役職務を執行する上で、監査費用の前払等を請求してきた際は、当社の担当部署において、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要なと証明された場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

8. お客様の個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いおよび個人情報の重要性を認識し、個人情報保護管理態勢の確立・強化、お客様のプライバシーの保護に取り組んでいます。

個人情報保護に関する考え方や取扱い方針、開示・訂正請求の方法等を以下のとおり「お客様の個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）」に定め、当社ホームページで公表しています。

弊社の個人情報保護に関する基本方針

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

* 以下 2 ～ 19 の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1. 事業者の名称・住所・代表者の氏名（法人情報記載ページへのリンク）

さくら損害保険株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋一丁目 12 番 5 号
東京信用金庫本店ビル 10 階

代表取締役社長 小松 義彦

法人情報記載ページへのリンク：<https://www.sakura-ins.co.jp/company/>

2. 個人情報の取得・利用

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

3. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記 7、8 に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ①弊社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については損害査定業務を含みます。）を行うため。
- ②弊社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。
- ③他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ④市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究ため。
- ⑤その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

（1）弊社は、以下の場合等法令で定める場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・弊社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記 7 グループ会

社・提携先企業との共同利用をご覧ください。)

・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記 8 情報交換制度等をご覧ください。）

(2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

5. 個人関連情報の第三者への提供

(1) 弊社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。

(2) 弊社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

6. 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

(④については、下記 1 1 の個人番号および特定個人情報を含みます。)

- ① 保険契約の募集に関わる業務
- ② 損害調査に関わる業務
- ③ 情報システムの保守・運用に関わる業務
- ④ 個人番号関係事務に関わる業務

7. グループ会社・提携先企業との共同利用

弊社および弊社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書に記載された契約内容、事故状況、保険金支払状況等の内容

②管理責任者：弊社

③共同利用を行うグループ会社および提携先企業：ありません。（令和5年12月21日現在）

8. 情報交換制度等

(1) 損保業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。か、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽA D Rセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階

電話 03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス（<https://www.sonpo.or.jp>）

(2) 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

9. 信用情報の取扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

10. センシティブ情報の取扱い

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取

得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・学術研究目的の場合（個人情報保護法第 20 条第 2 項第 6 号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第 18 条第 3 項第 6 号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第 27 条第 1 項第 7 号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

1 1. 特定個人情報の取扱い

弊社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。

法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記 7、8 の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、6、13、14、19をご覧ください。

1 2. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、弊社お問合せ窓口または代理店にお問い合わせください。弊社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

1 3. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記 19 のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

弊社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記

入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として、書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。

弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

14. 個人データの安全管理措置の概要

弊社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、取扱い規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性および最新性の確保に努めています。

15. 再保険契約のための外国にある第三者への提供

(1) 弊社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等（外国にあるものを含みます。）に個人データの提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）があります。この場合、保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。

(2) 弊社は外国の再保険の引受保険会社等への出再と、個人データの提供は行っておりません。（令和5年12月21日現在）。

(3) 外国における個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください。

（以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

16. 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

弊社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合等個人情報保護法第2条第1項において「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」へ、個人データを提供するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、提供先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます）を義務付ける契約を提供先との間で締結します。

(1) 以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行います。

ア. 移転先の第三者による相当措置の実施状況

イ. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

(2) 相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の

確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。

- (3) 委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めます。
- (4) 海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、下記 19 のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

17. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

弊社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

(2) 仮名加工情報の利用目的

弊社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

18. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

19. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

弊社の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱い、保有個人データ、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

さくら損害保険株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋一丁目12番5号 東京信用金庫本店ビル10階

電話：03(6388)0609

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決 サポートセンター）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp>

9. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係遮断のための基本原則等を明確にし、役職員一同がこれを遵守することにより、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備しています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、行動指針および法令等遵守に係る基本方針に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断および不当要求等に対する拒絶を行い、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適正性かつ健全性を確保するため、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力への対応について、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員等の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面からの法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が当社の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供等の利益供与は絶対に行いません。

10. 利益相反管理方針の概要

当社は、当社または当社のグループ金融機関等（以下、「当社等」といいます）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反管理方針および利益相反管理規程を定め、利益相反を管理するための態勢を整備しています。

利益相反管理方針

本管理方針は、さくら損害保険株式会社（以下「当社」といいます）およびグループ内の金融機関（以下、「当社等」といいます）が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

1. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行なう取引のうち、当社等とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者（他のお客さま等）間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 対象取引の特定

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行ないます。

3. 対象取引の特定プロセス

当社では、お客さまとの取引が利益相反のおそれがある取引に該当するか否かについて、利益相反管理統括部門が、担当部署から提供される情報と個別・具体的な事情を総合的に勘案して決定します。

4. 利益相反として特定する取引とその類型

当社は、利益相反のおそれがある取引を、以下の第1～第4種類の観点から検討を行い、個別・具体的な事情に応じて特定します。これに、「グループ会社との取引」を加えて、対象取引を以下のとおり5つに類型化します。

第1類型：お客さまの利益保護を図る義務に違反または違反するおそれのある取引

第2類型：行為規制等に違反または違反するおそれのある取引

第3類型：情報の不適切な利用による取引

第4類型：お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を助長するもの

第5類型：グループ会社との取引（アームズ・レングス・ルールの適用）

5. 対象取引の管理方法

対象取引の管理方法として、各類型において、それぞれの特性や程度等に応じ、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択することにより、利益相反管理を行います。

(1) 対象取引の中止

(2) 対象取引の条件または方法の変更

(3) 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断

(4) お客さまへの利益相反状況の開示

(5) その他の対応（業法や各規則に則って既に整備されている内部管理態勢を厳格に運用することを含みます。）

6. 利益相反管理体制

当社は、総合企画部を利益相反管理統括部署とし、利益相反に関する当社およびグループ会社の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。

また、これらの管理を適切に行うため、役職員を対象に必要な教育・研修を実施し、周知・徹底します。

7. 対象となる会社の範囲

本方針において利益相反管理の対象となる会社は、当社、および以下のグループ内の金融機関です。

・さくら少額短期保険株式会社

・日本共済株式会社

・エイ・ワン少額短期保険

・すまい共済株式会社

・プラス少額短期保険株式会社

・オリーブ少額短期保険株式会社

・スマイル少額短期保険株式会社

V 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

2024年度（2025年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度	科 目	2023年度	2024年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	4,908	5,139	保険契約準備金	4,401	6,314
預貯金	4,908	5,139	支払備金	163	186
有価証券	6,108	7,446	責任準備金	4,238	6,128
社債	102	102	その他負債	1,211	1,666
株式	5,503	6,149	再保険借	603	940
外国証券	502	1,194	未払法人税等	452	609
有形固定資産	10	9	預り金	21	16
建物	10	9	前受収益	20	18
無形固定資産	14	35	未払金	108	76
ソフトウェア	14	35	その他の負債	5	5
ソフトウェア仮勘定	—	—	賞与引当金	10	8
その他資産	1,465	6,247	価格変動準備金	17	27
未収保険料	209	323	負債の部合計	5,641	8,017
再保険貸	893	1,140	(純資産の部)		
未収金	68	4,421	資本金	1,010	1,010
その他の資産	295	362	資本剰余金	3,257	3,257
繰延税金資産	487	690	資本準備金	3,257	3,257
			利益剰余金	2,551	6,503
			その他利益剰余金	2,551	6,503
			繰越利益剰余金	2,551	6,503
			株主資本合計	6,818	10,771
			その他有価証券評価差額金	534	779
			評価・換算差額等合計	534	779
			純資産の部合計	7,353	11,550
資産の部合計	12,995	19,567	負債及び純資産の部合計	12,995	19,567

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却することとしております。

(4) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(5) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(6) 消費税等(消費税及び地方消費税、以下同じ。)の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

2. 金融商品に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用は、安全性を第一とし、当社の資産運用基本方針に基づき、投資にあつては、運用資産の安全性及び流動性に留意し、許容できるリスクの範囲内で分散投資を行い、財務の健全性を維持した上で安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、預貯金、有価証券であり、預貯金は預金保険制度において全額保護対象の決済用普通預金であります。

有価証券は、社債、上場有価証券、外貨建MMFであります。これらは、金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体の信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスク等を有しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、資産運用管理規程を取締役会で定め、この規程に基づくリスク管理体制を整えております。

また、関係役職員から構成される運用会議が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

なお、当社が保有する決済用普通預金は、預金保険制度において全額保護対象であるため、リスクは有しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

預貯金及び未収金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券 其他有価証券	7, 4 4 6	7, 4 4 6	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券				
社債	—	102	—	102
株式	6,149	—	—	6,149
外国証券	981	213	—	1,194
資産計	7,130	315	—	7,446

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものは、レベル1に分類しており、主に上場株式になります。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合には、レベル2に分類しており、外貨建社債、外貨建MMFがこれに含まれます。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は、4百万円であります。
4. 関係会社に対する金銭債権の総額は4,359百万円、金銭債務の総額は11百万円
であります。
5. 繰延税金資産の総額は1,022百万円、繰延税金負債の総額は317百万円あります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金987百万円あります。
また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は14百万円あります。

6. (1) 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	186百万円
同上にかかる出再支払備金	—百万円
差引	186百万円

(2) 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	4,385百万円
同上にかかる出再責任準備金	- 百万円
差引（イ）	4,385百万円
その他の責任準備金（ロ）	1,743百万円
計（イ + ロ）	6,128百万円

7. 1株当たり純資産額は、121,330円81銭であります。

算定上の基礎である普通株式に係る当事業年度末の純資産額は11,550百万円、
当事業年度末の発行済み普通株式数は95,200株であります。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

2024年度

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	7,296	9,294
保険引受収益	7,222	9,147
正味収入保険料	7,222	9,147
資産運用収益	73	147
利息及び配当金収入	71	141
有価証券売却益	2	5
その他経常収益	0	0
経常費用	5,600	6,845
保険引受費用	5,255	6,446
正味支払保険金	923	1,154
損害調査費	166	191
諸手数料及び集金費	2,845	3,187
支払備金繰入額	36	22
責任準備金繰入額	1,283	1,890
資産運用費	0	0
その他運用費用	0	0
営業費及び一般管理費	344	399
経常利益	1,696	2,448
特別利益	-	2,101
関係会社株式売却益	-	2,101
特別損失	7	9
価格変動準備金繰入額	7	9
税引前当期純利益	1,688	4,541
法人税及び住民税	676	899

科 目	2023 年度	2024 年度
法人税等調整額	△ 2 1 0	△ 3 1 1
法人税等合計	4 6 6	5 8 8
当期純利益	1, 2 2 2	3, 9 5 2

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は7, 8 0 6百万円、費用の総額は3, 7 3 2百万円
であります。

2.

(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	9,147 百万円
支払再保険料	－ 百万円
差 引	9,147 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	1,154 百万円
回収再保険金	－ 百万円
差 引	1,154 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	3,187 百万円
出再保険手数料	－ 百万円
差 引	3,187 百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前)	22百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	－ 百万円
差 引	22 百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	1,327百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	－ 百万円
差 引 (イ)	1,327 百万円
その他の責任準備金繰入額 (ロ)	562 百万円
計 (イ + ロ)	1,890 百万円

3. 1株当たりの当期純利益は41,520円22銭であります。
 算定上の基礎である普通株式に係る当期純利益は3,952百万円、
 普通株式の期中平均株式数は95,200株であります。

4. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権等の被所有(所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	インシュラントグループ株式会社	被所有100%	親会社	株式売却(注3)	4,359	未収金	4,359
親会社の子会社	さくら少額短期保険株式会社	-	再保険契約の引受(注1)	受再保険料	6,212	再保険貸	1,140
				再保険利益戻	508	再保険借	508
				受再保険金	555	再保険借	432
受再保険手数料	3,170						
親会社の子会社	株式会社セールスパートナー	-	元受保険契約の引受(注2)	元受収入保険料	1,747	未収保険料	164

(注1) 再保険契約は、第三者との一般的な取引条件等を参考にした再保険特約書に従い引き受けております。

(注2) 保険契約は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で引き受けております。

(注3) インシュラントグループ株式会社への株式譲渡は、同社に当社が保有するさくら少額短期保険株式会社の全株式を譲渡したものであり、その価格条件については、純資産等を基礎として協議の上、決定しております。なお、株式の売却にあたり、関係会社株式売却益2,101百万円を計上しております。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書
2024年度

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

キャッシュ・フロー計算書

科 目	2023年度	2024年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	1,688	2,451
減価償却費	13	14
支払備金の増減額 (△は減少)	36	22
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,283	1,890
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3	△1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	7	9
利息及び配当金収入	△71	△141
有価証券関係損益 (△は益)	△2	△5
その他資産(除く投資活動関連、財務活動 関連)の増減額 (△は増加)	△395	△4,781
その他負債(除く投資活動関連、財務活動 関連)の増減額 (△は減少)	161	345
小 計	2,725	1,891
利息及び配当金の受取額	71	141
法人税等の支払額	△501	△789
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,295	1,243
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,838	△1,003
有価証券の売却・償還による収入	52	24
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△1,785 (509)	△978 (264)
有形固定資産の取得による支出	△3	△0
無形固定資産の取得による支出	-	△33
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,789	△1,013
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	505	230
現金及び現金同等物期首残高	4,402	4,908
現金及び現金同等物期末残高	4,908	5,139

(注1) 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の預貯金の金額であります。

(注2) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

2024 年度

2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで

株主資本等変動計算書

<2023 年度>

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,010	3,257	3,257	1,329	1,329	5,596	35	35	5,631
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	1,222	1,222	1,222	—	—	1,222
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	499	499	499
当期変動額合計	—	—	—	1,222	1,222	1,222	499	499	1,721
当期末残高	1,010	3,257	3,257	2,551	2,551	6,818	534	534	7,353

<2024 年度>

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,010	3,257	3,257	2,551	2,551	6,818	534	534	7,353
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	3,952	3,952	3,952	—	—	3,952
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	244	244	244
当期変動額合計	—	—	—	3,952	3,952	3,952	244	244	4,197
当期末残高	1,010	3,257	3,257	6,503	6,503	10,771	779	779	11,550

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	95,200	—	—	95,200
発行済株式合計	95,200	—	—	95,200

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。
3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行う予定はありません。
5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 保険業法に基づく債権

- (1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
該当ありません。
- (2) 危険債権
該当ありません。
- (3) 3ヶ月以上の延滞債権
該当ありません。
- (4) 貸付条件緩和債権
該当ありません。
- (5) 正常債権
該当ありません。
- (6) (1) から (4) までに掲げるものの合計額
該当ありません。

3. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円、%)

	2023年度	2024年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	9,677	16,176
資本金又は基金等	6,818	10,771
価格変動準備金	17	27
危険準備金	-	-
異常危険準備金	1,180	1,743
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	668	986
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
税効果相当額	992	2,647
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額	3,919	4,963
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	1,896	2,525
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	-	-
資産運用リスク (R ₄)	1,408	1,350
経営管理リスク (R ₅)	95	117
巨大災害リスク (R ₆)	1,462	1,982
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	493.7	651.7

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」（表の「（B）単体リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（表の「（A）単体ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（表の（C））です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- | | |
|---|---|
| ① 保険引受上の危険
（一般保険引受リスク）
（第三分野保険の保険リスク） | ： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く） |
| ② 予定利率上の危険
（予定利率リスク） | ： 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 |
| ③ 資産運用上の危険
（資産運用リスク） | ： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 |
| ④ 経営管理上の危険
（経営管理リスク） | ： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの |
| ⑤ 巨大災害に係る危険
（巨大災害リスク） | ： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険 |

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

4. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ 子会社株式および関連会社株式

子会社株式は市場価格がなく、時価を把握することが困難であることから、時価開示の対象としておりません。

④ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		2023 年度			2024 年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が取 得価格を超 えるもの	公社債	102	98	3	102	98	3
	株式	2,909	2,136	772	5,422	4,361	1,080
	外国証券	444	405	38	394	296	98
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	3,456	2,640	815	5,939	4,756	1,182
貸借対照表 計上額が取 得価格を超 えないもの	公社債	-	-	-	-	-	-
	株式	337	404	△67	706	750	△43
	外国証券	57	62	△4	799	842	△42
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	394	467	△72	1,293	1,379	△85
合計		1,368	3,850	3,107	7,446	6,349	1,096

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引
該当ありません。

(5) 先物外国為替取引
該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（（7）に掲げるものを除く。）
該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品
場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項
第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）
該当ありません。

(8) 暗号資産
該当ありません。

5. その他

保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益
計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による有限責任あずさ監査法人の監査を受
けています。

VI 当社及びその子会社等の概況

1. 主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項

当社は国内損害保険事業を営んでいます。

また、2025年7月1日現在において、当社の子会社はありません。

以上



さくら損害保険株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋一丁目12番5号 東京信用金庫本店ビル10階

代表電話：03-6388-0609（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

<https://www.sakura-ins.co.jp/>